

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 3 月 定 例 会 ——

平成31年3月19日（火）

開催日時 平成31年3月19日（火） 午後2時00分～午後3時38分

開催場所 505会議室

出席委員 古川正之 教育長
森井良子 教育長職務代理者
高槻成紀 委員
三町章 委員
山口有紀子 委員

説明のための出席者 齊藤豊 教育部長
出町桜一郎 教育指導担当部長兼指導課長
川上吉晴 地域学習担当部長
余語聡 教育総務課長
坂本伸之 学務課長
荒木忍 教育施策推進担当課長
季高一成 地域学習支援課長
照井幸枝 中央公民館長
湯沢瑞彦 中央図書館長
飯島健一 教育総務課長補佐
松長功二 学務課長補佐
関口優一 学校給食センター所長
本橋義浩 指導課長補佐
中村和哉 指導主事
窪田隆徳 指導主事
小影俊一 指導主事

書記 山本真由美 教育総務課長補佐、塚本真也 教育総務課主任
傍聴者 0名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会3月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は森井教育長職務代理者及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（９）、及び議案第５５号から第５９号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○古川教育長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（委員報告事項）

○古川教育長

はじめに、委員報告事項を行います。

（１）平成３０年度東京都市町村教育委員会連合会研修会について、森井教育長職務代理者からご報告をお願いいたします。

○森井教育長職務代理者

東京都市町村教育委員会連合会研修会につきまして、私からご報告いたします。資料No.1をご覧ください。

研修会は２月８日金曜日に東京自治会館講堂で開催され、小平市からは三町委員、山口委員、そして私、森井、随同行の山本教育総務課長補佐の４人で参加いたしました。

今回の研修会では、「ストレスをためずに生きるために」をテーマに医学博士であり、エッセイスト、歌手でもある海原純子氏による講演が行われました。

海原氏は資料裏面の研修会講師プロフィールにもございますように、東京慈恵会医科大学を卒業後、同大での勤務を経て海原メディカルクリニックを開業され、女性のストレス性疾患の診療を行われてきました。その後、心療内科医として全国で講演活動を行うなど幅広く活動されています。

講演の中では、ストレスによる不調に陥りやすい二つのタイプを挙げられました。一つは、攻撃的で結果主義の人であり、もう一つは、嫌なことでも引き受けてしまう、いわゆるいい人であるとのことでした。

結果主義の人は自分自身もストレスによる心的不調を抱えますが、周囲にも多大なストレスを与えてしまいます。一方、いわゆるいい人は、周囲の期待に応えようと我慢を続け、ストレスを

ためてしまい、心的不調を起こしてしまうそうです。

ストレスを乗り越えるにはプロセスを大事にすることと、表現することが大事であるとのことでした。結果ではなく努力しているプロセスを認められることが大事であり、子どもの場合、保護者が結果主義であっても、教員など、ほかにかかわる大人がプロセスを認めてあげることで子どもの自己肯定感の維持が図られるとのことでした。

表現する方法は話すだけではなく、書く、歌う、絵を描く、体を使うなど何でもよく、特にボキャブラリーの少ない子どもはつらさを言葉では表現しづらいため、体を使うことが有効であるとのことでした。

現在、心の病による教員の休職者数は増加傾向にあり、学校における働き方改革が喫緊の課題となっております。教員の心身の健康は、子どもの健全育成にも大きく関与する重要な問題であることから、テーマであるストレスをためないことは、これから生きていくためには大変重要です。ストレスはパーソナリティーや仲間がいること、そして、視点を変えることで同じ衝撃でも受ける度合いは違ってくるとのことでした。

そして、ストレスをためないための方法として、就寝5分前に気持ちをリセットするための時間をつくること、一日一日自分なりの心を洗う習慣をつけることも大切であるとのことでした。

講演のまとめとして、自分の才能を見つけてほしいとのお話がありました。才能とは努力することが苦痛ではないこと、つまりプロセスを楽しむことだそうです。そうしたものを見つけると人と比較しなくなり、自己肯定感が高まるとのお話でした。

海原氏が紹介された教育とは、「子どもの才能を見つけることである」というインドの学者の言葉が印象的でした。

講演後の質疑応答で、自分の意志を明確に伝えられない小さな子どもへの対応についての質問がありました。かかわり方には、直接的支援、情報支援、共感支援、そして、援助への期待支援があり、これは助けてくれる人がいる、あの人がいるから大丈夫と思えることであり、そうした場をつくってあげることで子どもは十分安心できるとのことでした。

このことから、保護者や教員、地域の連携により周りにいる大人が安心できる存在であると子どもたちに感じてもらえる場をつくることで、子どもたちの健全育成を支えていきたいと感じました。

○古川教育長

ありがとうございました。

以上で、委員報告事項を終了いたします。

(事務局報告事項)

○古川教育長

次に、事務局報告事項を行います。

(1) 市議会3月定例会について、説明をお願いいたします。

○齊藤教育部長

事務局報告事項（１）市議会３月定例会についてを報告いたします。

市議会３月定例会は、２月２５日から３月２６日までの会期により開会中でございます。

以下、教育委員会に関係するところにつきまして、日程を追って、報告いたします。資料はNo. 2をご覧ください。

はじめに、２月２６日に代表質問、２７日から３月１日までの３日間には、一般質問が行われました。代表質問は５会派から１６件、一般質問は２４人の議員から５６件の質問が出され、うち、教育委員会に関連するものが、代表質問で４件、一般質問で１８件でございました。

次に、３月５日から７日まで一般会計予算特別委員会が開催され、平成３１年度小平市一般会計予算が審査され、教育部の審査は７日の午後に行われました。

教育部の審査終了後、討論が行われ、その後の採決で賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

１２日には総務委員会が開催され、さきの教育委員会で議決いただきました、平成３０年度小平市一般会計補正予算（第４号）が審査され、可決すべきものと決定いたしました。

翌１３日には生活文教委員会が開催されましたが、教育委員会に関する審査はございませんでした。

なお、３月２６日の本会議最終日において、平成３１年度一般会計予算、及び平成３０年度一般会計補正予算（第４号）につきましての議決がなされる予定でございます。

○古川教育長

次に、（２）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、説明をお願いいたします。

○齊藤教育部長

事務局報告事項（２）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況についてを報告いたします。資料No. 3をご覧ください。

平成３１年３月１８日現在の市内市立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で１３校、延べ６１学級、中学校で８校、延べ２９学級でございます。

現時点におきまして、インフルエンザの流行は終息していると思われませんが、各学校には、市内及び都内の学級閉鎖等の情報を提供するとともに、インフルエンザの予防の指導として、小まめな手洗い、咳エチケットの励行、教室等の適度な室内加湿・換気等の実施について通知し、対策の徹底を図ったところでございます。

○古川教育長

次に、（３）小平第十四小学校の児童の感染性胃腸炎様疾患による臨時休業措置について、説

明をお願いいたします。

○齊藤教育部長

事務局報告事項（3）小平第十四小学校の児童の感染性胃腸炎様疾患による臨時休業措置についてを報告いたします。資料はございません。

2月27日水曜日、小平第十四小学校から嘔吐や下痢などの症状により、1年1組の担任と児童7名が休み、さらに9名が早退したとの報告がありました。

学校では、前日に1年生が合同で行事の練習をしていたことから、学校医と相談し、感染の拡大を防ぐために、翌28日木曜日から3月1日金曜日までの2日間、第一学年の2学級を学年閉鎖とする臨時休業の措置をとりました。

その間、学校では保健所の指導を受け、校内の消毒を行うとともに、児童にも小まめに手洗いを行うよう指導いたしました。

週明けの3月4日月曜日以降、学校全体で若干の欠席者はありましたが、感染が広がることなく終息に至りました。

○古川教育長

次に、（4）平成31年度中学校給食実施計画について、説明をお願いいたします。

○齊藤教育部長

事務局報告（4）平成31年度中学校給食実施計画についてを報告いたします。資料No.4をご覧ください。

平成31年度の年間給食予定回数は、生徒一人あたり平均179回で、最高予定回数は185回、最低予定回数は167回となっております。

今後も、学校給食における衛生管理の徹底と食の安全及び食育の推進に取り組んでまいります。

○古川教育長

次に、（5）小平市立中学校部活動指導員に関する要綱の制定について、説明をお願いいたします。

○出町教育指導担当部長

事務局報告事項（5）小平市立中学校部活動指導員に関する要綱の制定についてを報告いたします。資料No.5をご覧ください。

本件は、平成31年度から新たに小平市立中学校に配置する部活動指導員について、必要な事項を定めるため要綱を制定するものでございます。

部活動指導員は、学校における部活動の指導体制の充実を図るため、平成29年4月に学校教育法施行規則が一部改正され、新たに規定された制度でございます。

主な職務は、実技指導、安全及び障害予防に関する知識及び技能の指導、用具及び施設の点検及び管理などがございますが、特徴的な点といたしまして、これまでは顧問教員が担っていた大会や練習試合等の校外での活動における生徒の引率が可能となった点がございます。

これにより、部活動の指導体制の充実に加えて、顧問教員の業務負担の軽減が図られるものと捉えております。平成31年度は中学校4校に1名ずつ配置する予定でございます。

○古川教育長

次に、(6) 寄附の受領について、説明をお願いいたします。

○齊藤教育部長

事務局報告事項(6) 寄附の受領についてを報告いたします。資料No.6をご覧ください。

1は、金1万円を匿名希望の方より、育英基金への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

2は、金5万円を匿名希望の方より、育英基金への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

3は、金1万3,600円をNPO法人小平シニアネットクラブ様より、育英基金への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

4は、金2万6,904円を西武信用金庫小平西武会より、育英基金への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

○古川教育長

次に、(7) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

○齊藤教育部長

事務局報告事項(7) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.7のとおりでございます。

詳細につきましては、余語教育総務課長から説明させます。

○余語教育総務課長

本日報告いたしますのは、6件でございます。うち、新規申請は1件でございます。

受付番号(83)第26回子どもたちからの人権メッセージ発表会は、多摩東人権啓発活動地域ネットワーク協議会が主催する事業で、子どもたちに人権尊重の精神と自由に意見を表明する権利を理解してもらうことを目的に、多摩の東地区の小学生約30名が人権に関するメッセージを発表するほか、小学生による合唱等を行うものです。

そのほかの5件は、いずれも例年もしくは過去に承認しているものでございます。

○古川教育長

次に、(8) 事故報告 I (2 月分) について、説明をお願いいたします。

○出町教育指導担当部長

事務局報告事項 (8) 事故報告 I (2 月分) についてを報告いたします。

2 月の事故報告 I の交通事故、一般事故につきましては、資料 No. 8 のとおりでございます。

今回ご報告する交通事故はございませんでした。中段をご覧ください。一般事故は小学校管理下で 5 件でございます。

今月の事故報告件数は昨年度同時期と比べ、交通事故は同じく 0 件、一般事故は 6 件から 5 件へと減少しております。

それでは、小学校の休み時間・放課後等の事故、③と④について、ご説明いたします。

まずは③、清掃中の事故です。2 月 4 日月曜日、午後 1 時 40 分ごろ、4 年生男子児童は 6 年生男子児童から、廊下でからかわれたことに腹を立てていました。6 年生男子児童がトイレにはいったところを 4 年生男子児童も追うように入り、6 年生男子児童を足で蹴ろうとしました。その際に 6 年生男子児童は、4 年生男子児童の振り上げた足を掴んだため 4 年生男子児童はバランスを崩してしまいました。4 年生男子児童は、バランスを崩した際に洗面台に顔をぶつけ上唇を切るとともに前歯の上の歯、犬歯が欠損しました。事故を目撃した児童からの連絡を受け、副校長が現場に行き、状況を把握した後、4 年生男子児童を保健室に連れていき、応急処置を行いました。また、欠けた歯があるか別の教員が探しましたが見つかりませんでした。

学校からの連絡で駆けつけた保護者と病院で受診したところ、上唇裂傷及び犬歯の欠損との診断を受けました。加害児童から被害児童への謝罪も済み、現在は通常どおり登校をしているところでございます。

次に、休み時間の事故④です。2 月 5 日火曜日、午前 10 時 35 分ごろ、4 年生男子児童は校庭の鉄棒で遊んでいました。鉄棒に後ろ向きで上がろうとした際にバランスを崩し、後ろ向きのまま左肩から地面に転落してしまいました。

保健室で肩等を冷やす応急処置をしましたが、骨折の疑いもあったため、保護者とともに病院で診察を受けました。診察の結果、左鎖骨骨折と診断されました。学校では安全な鉄棒の使い方について改めて児童に確認するとともに、全教職員でも安全配慮等について確認を行いました。

現在はギプスもとれ、通常どおり登校しているということでございます。

○古川教育長

ありがとうございました。

ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○三町委員

事務局報告事項（１）市議会３月定例会について、２点ほど伺いたいと思います。

１点目は、質問内容２「通学区域と調整区域の見直し、部活動を目的とした越境通学を可能にするため」について、この質問は、今度行く学校では、子どもにやらせたい部活動がないなどの場合にはほかの学校に行かせていいのではないかとというような意図だと思います。それに対して、教育委員会では、学校選択制度についても現行の制度を継続させる、部活動についても導入は考えていないとはっきりと言っています。これは、その場合の対案やこんな形ではできないのかといった思いがあつての質問だと思うのですけれども、再質問の中で具体的な方向性を示すような話があつたのか、それをまず１点教えてください。

もう一点は、いろいろな方から質問されているスクールソーシャルワーカーに関して、チーム学校の中での位置づけという扱いもあれば、いじめや不登校、虐待にかかわつての役割での扱い、中には小学校まで含めてという期待もあるということだと思います。

スクールソーシャルワーカーは、学校において効果的に機能している取組だと思います。そういう意味では大変効果的ということで、大いに活用できるように検証も含めてしていただきたいというのがいろいろな方と一緒にの思いです。

その中で、いじめや虐待の対応のためとか、よく使われています。不登校というのは学校に行けないこと。虐待というのは、実際に子どもを心も含めて傷つけたりすること。その対応ということだとわかりやすいですが、いじめに対しては余りにも幅広くて、友だちにからかわれたというのもいじめということになりますし、暴力行為でいわゆる犯罪につながるような行為そういうのもいじめに入ると幅が広いので、こういう場合のスクールソーシャルワーカーのかかわりというのは、どの部分でどうかかわつて、機能しているのか、教えてもらいたいと思います。

○齊藤教育部長

部活動を目的として希望の学校にということについては、過去の一般質問でも、ほかの議員から同種の質問が出ていて、今回、ご質問された議員も、その答弁等踏まえると、前進した答えが期待できるかということ、それはなかなか厳しいという中で、そういった声もあるということを経験で出したということでした。特に議員からさらに可能性を高めてほしいとか、対案が示されたということとはございませんでした。

○荒木教育施策推進担当課長

スクールソーシャルワーカーのいじめの案件の対応でございますが、おっしゃるとおり、いじめへの対応というのは相談件数の中では大変少なく、平成２９年度にスクールソーシャルワーカーが対応した案件２６４件のうち、いじめについては８件でございます。ですが、その内容といたしましては、いじめを原因として不登校となった生徒への家庭訪問を教員と行ったり、いじめの加害児童が日常的に家庭で虐待を受けていたというような案件に対応したといったことがございました。

○三町委員

ありがとうございます。虐待、不登校、その原因の中にいじめがあるということで上がってきているということでわかりました。大きな問題についてはチームでかかわって、そういう意味でのスクールソーシャルワーカーの学校内での位置づけが特に小平市はされていますので、大いに活用してまた改めて進めていただきたいと思います。

○古川教育長

ありがとうございます。
他にございますか。

○高槻委員

30ページの質問内容15「子どもからのSOSを受けとめ、児童虐待から子どもを守るために」の中の「(5) スクールローヤーの設置について検討は。」について、スクールローヤーは、どういうものなのか教えてください。

○荒木教育施策推進担当課長

スクールローヤーについては、26市の中で町田市がこれから配置するというので報告を受けております。周辺市、都内をいくつか調べましたけれども、港区などにも設置されているというところがございます。ただ、小平市のように市民相談の中に弁護士がいて、そこに教育委員会や学校が相談をすることができるという区市もほかにもございまして、小平市も過去にはそういった法的に助言の必要な場合には、市民相談にいる弁護士にご相談させていただいたことはございました。

○高槻委員

これは要するに弁護士ということですか。

○荒木教育施策推進担当課長

はい。法的に学校が判断したことは間違っていないとか、こういったことは法に反するのではないかということについてのご助言をいただきました。

○高槻委員

この質問は野田の悲惨な事件との関連で言っており、法的なことですが、家庭内暴力問題は非常に難しいと思います。しつけと虐待のグレーゾーンというのもあるし、家庭内のことなのでケースバイケースということもあり、そこに弁護士が法的なこととしてリンクするかというのは、私にはよくわかりません。現状としては小平市ではそれは考えていないということで了解しました。

○古川教育長

今回の場合は個人情報の開示について、子どもが書いたメモを開示しなければいけないのか。相手の保護者に対して、学校や教育委員会がしっかりした対応ができていない。そういうときに学校や教育委員会が弁護士に相談できる場があるということだと思います。

○三町委員

このスクールローヤーは、別に虐待の問題対応だけではなく、以前からも言われていて、親からの悪質なクレームとかに対して、法的な立場からどう対応すればいいかというのを相談できたり、アドバイスもらって進めていけるような立場の人を置くべきだというのは、特に今回の事例で、より明確になったということで話題が出てきていると思います。先ほど話にあったように市には弁護士がいて相談する。必ず自治体にはいるので、相談すればいいだけですが、こういう一字があればしやすいということだと理解をしています。港区も区内の弁護士に対して契約をして、学校から相談ができるような体制をつくっていると聞いています。

○高槻委員

わかりました。

○古川教育長

その他、ご質問やご意見はございますか。

○森井教育長職務代理者

事務局報告事項（2）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、今年はインフルエンザが蔓延して大流行した年でもある中で、小学校が19校中13校しかかかっていないということをとっても評価できると感じました。うがいや手洗いの励行ということはもちろんしていただいているかと思います。また、臨時休業措置まで至らなくて何人か休んだということはもちろんあるかと思います。このように学級閉鎖などに至らなかった小学校で、特にこういうことを気をつけていたというようなことがもしもあれば、来年度以降、参考にして、各学校で進めていただきたいということもありますので、この13校以外のところで、今年特にこういうことをやりましたということがあれば、ご報告いただきたいと思います。

○坂本学務課長

特に何かしたということではないと考えおります。ただ、換気であるとかうがいの励行等、基本的なことにつきましては養護の先生や管理職などからも指導していただいております。

○出町教育指導担当部長

全ての学校から聞いたわけではありませんが、ここに載ってきていない学校では、例えば、給食は、向き合って食べることが普通ですが、この期間は前を向いて食べるように徹底して子どもたちが空気や唾そういうものも含めてまじり合わないようになっている。また、リコーダーを使うときも、どうしても子どもでするのでリコーダーを介してというようなこともありますので、その期間は使用しないほかのものに振り替えたりなどの工夫をしておりました。その結果、罹患する児童が少なかった、と聞いているところでございます。

○森井教育長職務代理者

私も学校を回っている中で、そういう工夫をしているというお話を伺いましたけれども、学校独自で行ったことが効果をなしているのであれば、来年度以降、またこれからも、できればインフルエンザにかからないで子どもたちに学校生活を送っていただきたいと思っていますので、ぜひそういう工夫は伝えていただいて、参考にしていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○古川教育長

その他にございますか。

○三町委員

事務局報告事項（５）小平市立中学校部活動指導員に関する要綱の制定について、今までも何度か部活動指導員について質問させていただきました。外部指導員との違いというところが引率をできるそういった職員に位置づけたということで、理解しました。第６条に書かれているように校長は指導員の技術的指導を必要とする部活動、指導教員がいないため休部若しくは廃部をしている部活動又は指導教員がいないため休部若しくは廃部をせざるを得ない部活動について、この三つのパターンについて部活動指導員を求めることができる、つまり基本的には教員が指導できる場合、技術指導できる場合には配置しないということによろしいのでしょうか。

○出町教育指導担当部長

困っている部活動は、市内にございます。そういうところを優先して、なるべく存続できるようにしたり、気持ちはあるけれども、先生が技術的なことができなかつたりというところを優先的に配置していきたいと考えているところでございます。

○三町委員

わかりました。指導ができていて、さらに補助的にコーチをつけるというような意味合いのものではないということをしかりと、私もそういうことではないと思っていますので、ぜひ円滑に進めていただけたらと思います。

○森井教育長職務代理者

今までの外部指導員との違いは大会や練習試合に引率できるということで、そうなる指導員にかかる責任が、かなり重くなるのではないかと思います。そのあたりについてどのような理解でいいのかということ伺いたと思います。

○出町教育指導担当部長

引率等がありますと、その責任というものが出てきます。最終的に責任は校長といたしても、やはり引率しているときには十分に、これまでの教員と同じような動き、または配慮をしていただかなければなりませんので、その辺については事前に十分お話をさせていただくとともに、実際に危険箇所だとかそういうところというのは、これまでの教員の長い経験の中で配慮しなければいけないポイントはあると思いますので、十分にお伝えする中で活躍をしていただきたいと思います。しているところがございます。

○古川教育長

その他は、よろしいでしょうか。

○森井教育長職務代理者

事務局報告事項（8）事故報告Ⅰについて、ご説明がなかった登下校時①ですけれども、小学校1年生ということで、まだいろいろな指導が徹底していないところかと思うのですが、下校中にバランスを崩してというのは何かの上に乗っていたのでしょうか。足首を骨折ということかなり大きなけがかと思うのですが、状況を教えていただけますでしょうか。

○中村指導主事

これは特に何かきっかけがあったというわけではないと聞いております。

○古川教育長

走っていたとかではなく、普通に歩いていてということでしょうか。

○中村指導主事

はい、そうです。

○出町教育指導担当部長

何かぶつかったとかそういうようなことではなく、自分自身で足をひねったということですが、その前にサッカーを習っていて、足をくじいたことで少し受診をしていた様子があるというようなことは伺っているところがございます。

○森井教育長職務代理者

②の事故もそうですけれども、登下校時にお友達と遊んだりふざけたりしながら広がって歩いている児童をよく見かけますので、学校での指導はもちろんですけれども、保護者の方、地域の方も少し声をかけるなりして、子どもたちが安全に学校に登下校できるようなことを進めていかないといけないと思います。また、新1年生には特に、交通安全の指導を徹底していただきたいと先生方、各学校にお伝えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○古川教育長

後はよろしいでしょうか。

ーなしの声ありー

○古川教育長

以上で、事務局報告事項を終了いたします。

(協議事項)

○古川教育長

次に、協議事項を行います。

(1) 平成31年度小平市立小学校・中学校の学級編制について、説明をお願いいたします。

○齊藤教育部長

協議事項(1)平成31年度小平市立小学校・中学校の学級編制についてを説明します。資料No.10をご覧ください。

平成31年度小平市立小学校・中学校の学級編制につきましては、「東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準」を標準として行います。

具体的には、平成30年度と同様に、小学校第1学年につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、35人以下での学級編制を行います。

また、小学校第2学年及び中学校第1学年は、東京都の学級編制基準に基づき、35人以下での学級編制を可能とします。

なお、小学校第2学年は国の予算措置により、中学校第1学年は東京都の独自施策、いわゆる「中1ギャップ」対応加配措置により可能となるものでございます。

そのほかの学年及び特別支援学級の学級編制の人数に変更はございません。

○古川教育長

このことにつきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

ーなしの声ありー

○古川教育長

それでは、このことにつきましては提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○古川教育長

以上で、協議事項（１）を終了いたします。

次に、（２）小平市立学校における働き方改革推進プラン及び小平市立学校に係る運動部活動の方針の策定について、説明をお願いいたします。

○出町教育指導担当部長

協議事項（２）小平市立学校における働き方改革推進プラン及び小平市立学校に係る運動部活動の方針の策定についてを報告いたします。資料No.1 1をご覧ください。

本件は、東京都教育委員会が策定した「学校における働き方改革推進プラン」及び「運動部活動の在り方に関する方針」に基づき、小平市立学校における働き方改革の推進及び運動部活動の方針について定めるものでございます。

はじめに、働き方改革推進プランについてご説明いたします。

策定の目的は、東京都のプランと同様に教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図ることとでございます。

目標につきましては、東京都のプランと合わせて、週あたりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにすることを当面の目標として設定しております。

具体的な取組といたしましては、平成31年度は、教員の勤務時間を適切に把握するための出退勤システムの導入や、教員の業務の補助を行うスクール・サポート・スタッフの拡充、部活動指導員の配置などにより、教員の業務負担の軽減を図ってまいります。

次に、運動部活動の方針でございます。

策定の目的は、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び東京都教育委員会が策定した「運動部活動の在り方に関する方針」に基づき、本市の中学校の生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するため、方針を策定するものでございます。

方針の内容でございますが、適切な運営のための体制整備、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組に関するもののほか、適切な休養日等の設定などについて定めております。

適切な休養日や活動時間等を定めることにより、生徒の心身の健康管理や事故防止に寄与するとともに、教員の部活動における負担の軽減を図るものでございます。

なお、文化部活動につきましても、今後、方針を策定する予定でございますが、策定されるま

での間は、運動部活動に準じた取り扱いをしてまいります。

○古川教育長

このことにつきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○三町委員

小平市立学校における働き方改革推進プランについて、目標が60時間を超える教員をゼロにするという目標を立てて、結果を評価をしていくということですがけれども、気になるのは、声かけをして帰るけれども、仕事を持ち帰っている、そういうことがあると全く意味がありません。きちんと把握をして評価をしっかりとすることで、本当の意味があると思います。意見です。

もう一点、小平市立学校における運動部活動の方針について、策定の趣旨等というところで、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、この方針を策定するということだと理解させていただきました。下に、教員の長時間勤務の解消等の観点からとありますけれども、基本的に生徒にとって、生徒が主体的に取り組める、そういう活動を支援していく立場であるべきだと思います。単に働き方改革のために部活動を短くするというのは本末転倒だと思います。そういう趣旨を含めての方針であってほしいということと、それから、県によっては国の方針と違い、休業日の数を少なくする方針を出しているところもあると聞いています。そういう意味で形骸化していく可能性も非常に懸念される場所でもありますので、きちんと進めていただきたいという思いを込めて意見をさせていただきました。

○出町教育指導担当部長

おっしゃるとおり、持ち帰りというお話がありましたが、ICカードを入れたとしても、押ししてから仕事しているのではないかと、また家に持って帰っているのではないかとという話が必ず出てきますので、そういうことがないように管理職にはしっかりと伝えていきたいと思っております。

それから、運動部活動につきましては、おっしゃるとおり望ましいスポーツ環境の構築を第一に考えていきたいと思っております。今後、休業日の数など、都もこれから動きが出てくると思っておりますので、その辺もよく注視しながら中学校の特に校長会等の意見、また、場合によっては顧問の代表の方の意見等も聞いていきたいと思っております。

○古川教育長

ほかにごございますでしょうか。

○山口委員

働き方改革で、学校の先生が忙しくて疲弊しているという、私たち保護者から見てもよくわかるというか肌で感じていることですし、心身ともに余裕のない先生に子どもたちの指導をお願いすることに、ある程度の不安を感じている方もいらっしゃると思いますので、働き方改革という

のは早急に進めていってもらいたいというのは保護者としては強く感じております。

プランの中身を見せていただくと、副校長補佐、スクール・サポート・スタッフ、部活動外部指導員などを配置していくということですが、恩恵を受けられるのは配置される一部の学校のみで、働き方改革が合理的に進むとは感じられないと思っています。

一方で、留守番電話を導入したりですとか、夏季休業期間中に学校の閉庁日を設けるですとか、ある程度市がイニシアティブをとって推し進めた措置については、全校がその恩恵を受けているのも事実で、保護者からも特段これに対して不便だという意見は上がってないと理解しています。

当面の目標のところ、週当たりの在校時間60時間を超える教員をゼロにするという目標がありますが、これは期限を設定しているのでしょうか。留守電の活用とか夏季休暇期間中の閉庁日のような全校が恩恵を受けられるような施策をこれから拡大していくという方針はあるのかどうか、2点について伺いたいと思います。

○出町教育指導担当部長

60時間につきましては、現在、教員が何時に来て何時に帰っているかは、管理職も把握できていないところがございます。また、土曜日、日曜日に誰が来て誰が来ていないのかも把握できないシステムになっておりますので、今回、教員の出退勤のシステムが導入されることによって初めて管理職が把握できるようになります。導入できるのは秋ぐらいだと思います。ですので、数字的なものはそこから追えると思います。ただ、数字がなくても管理職はどの先生が何時ぐらいつまで残っているのかほかの先生から聞いたりだとか、土曜日、日曜日の状況も聞いたりすれば、正確ではないですけど、知ることができますので、これまでと同様に声かけはしっかりと改善を促していきたいと思っていますところがございます。

それから、施策でございますけれども、国や都からいろいろなものが振り出されてきますので、それを上手に使う複合的に小平市の学校がよくなるように、今後、活用していきたいと思っていますし、もちろん小平市独自でできるのであれば、そういうものも活用していきたいと思っていますところがございます。

○高槻委員

お二人の発言とも関連しますが、要するに学校での拘束時間を減らす方向で改革していこうということです。その場合、先生がしなければならぬということの絶対量が多ければ、結局、学校から帰って、家ですということになるわけです。それでは問題解決にはなりませんから、問題を解決するには、仕事の絶対量そのものを減らす努力ということに尽きると思います。

先生の仕事の時間配分の実態はわかっているのでしょうか。例えば、今ほど先生方が忙しくなかった時代と今を比べてみるとか、何に費やす時間が増えているということがわかるはずですよ。

○出町教育指導担当部長

限られた期間ですけれども、教員の記入による調査はさせていただいております。一番多いの

は、小学校は授業の準備、中学校は土日もしれば部活動というような結果でございます。時間だけで言えば、基本的に8時45分から3時過ぎまで先生たちは授業をしているわけですので、その授業と明日の授業を行うために同じだけの時間が準備として必要ですので、物理的に見ても、時間は足りない状況にはあると思います。

○高槻委員

最近先生が忙しくなったと分析したときに、先生を取り巻く環境が複雑化、多様化しており、求められる役割も拡大しているという、実態は何なのでしょう。授業の準備については昔も同じことだと思います。

○出町教育指導担当部長

昔も忙しかったと思います。ただ、今のように保護者の方や社会から細かいところまで求められることはなかったと思っています。子どもがけがをすれば詳細な記録をつくらなければいけませんし、保護者への連絡、それから病院への連絡、いろいろなところとの調整が出てきますので、昔よりはそういうことを丁寧にやらざるを得ない。一例として、けがを挙げさせていただきましたけれども、授業の質について保護者から相談があったら、それに対する対応というものもあり、そういう面から言うと、教員が社会や保護者から求められているものというのは、先ほどあったように多様化しているというところにも一因があると思っております。

○高槻委員

先生の負担が増えた内容は授業の準備だと言われたから、私は「それは昔も同じではないか」と答えました。そうではなく、社会的要請などが増えたので、それを変えない限りは仕事量が減らないということだと思います。

○三町委員

本当に難しいと思います。国が教員の業務を三つのパターンに分けています。本分でないところは、アウトソーシングなり地域にお願いするという方向は打ち出されています。そうすれば、確かに減ると思います。ただ、本当に受け皿があるのかどうかという問題があって、受け皿ない中で国はやれといっているような気がします。教員がやるべきことでも、例えば印刷はほかの人に任せ、軽減された部分を教材研究に向けようとしています。外部人材を学校に入れて手伝いをするというのがスクール・サポート・スタッフで、これからの第一歩が動いているということだと思います。ただ、言えるのは働き方改革で、先生が楽するのではなくて、先生本来の仕事に入っていけるための改革であるべきだと思います。だから、それを誤解されて、保護者や地域に先生が楽するために働き方改革していると思われるようなアピールはしてはいけないと常に思っています。あくまでも本来の子どもとかかわる、子どもと放課後、話ができる、一緒に10分でも20分でも遊べる、そういう時間がとれるような、その方向のための改革だと考えています。

○高槻委員

そう思います。先生にこれもやってあれもやってということが増える状況が、これからも大きくなる、それをどうするかということが問題解決につながるので、その内容なしに60時間以内にしようとして書かれていても、それは実際にできるのか疑問です。例えば、これだけ仕事があったら、これは減らそうとか、優先順位が低いとか、三町委員が言われるように、教員本来の本務である授業の準備をするなど以外のことはなるべく減らす。それにつながるような改革が前に出てこないといけないと思います。

○古川教育長

根本的には定数増にして空き時間を増やすしかないと思います。ただ、それがすぐには進まないもので、どうにかして人的な措置をとれないかということで行っています。

○山口委員

今の話と関連して、5ページ、教員を支える人員体制の確保の③について、学生ボランティアがあるのですが、これを学生に限定している理由は何かあるのでしょうか。

保護者の中にも仕事や特技を生かして特別な授業や授業の補助に行くことができるという方が最近多くいるような感じがしています。私の周りでも何か学校で役に立てないかという方々がいる一方、そこがうまく学校と結びついていないのかと感じました。

○出町教育指導担当部長

これは教育委員会が一つの施策として行っていることだと思います。当然、保護者のボランティアでも構いませんし、学校ごとに実際にあります。教育委員会で保護者を募集するというよりも保護者の方がそれぞれの地域に根差した活動ということでしていただいています。施策の一つですので、学生に限定しているというわけではありません。

○古川教育長

予算化されているのがこれで、次ページの⑥、学校支援ボランティアというのがあります。

○山口委員

保護者は、基本、ボランティアという位置づけでしょうか。

○古川教育長

保護者の方にも地域の方にもボランティアをお願いしています。ただ、それは予算化されていないので、③には書いていないということです。

○森井教育長代理職務者

今までの皆さんのお話を聞いていて、本当に先生方には子どもたちと関わる時間をしっかり確保していただきたい。それができると保護者の方や地域の方々が学校を支援しようという気持ちもさらに芽生えてくるのだと思います。ご報告いただいた中で、私は平成30年度には会議や研修会を19回削減したということは大変評価できることだと思います。でも、それはただ回数を減らしたわけではなくて、さまざまな努力や校務支援システムなどを利用した結果であると思います。学校に地域や保護者の方たちの目が向くということは、大事なことですけれども、先生方のご苦労や子どもに関わることの現状というものを知っていただいて、それがあっての働き方改革推進プランだということを知っていただくためにも、こういうことを示すことはとても大事だと感じます。先生方には第一に、子どものためにというところでお仕事を続けていただきたいと思います。先ほどの講演会でのお話ではないですけれども、一生懸命まじめに頑張ってきている先生の中には、ストレスがかかった末に具合が悪くなって子どもたちと関われない時間ができてしまうような教員も増えている中で、先生方にどうやって子どもたちと関わっていただける時間を持っていただくかということが今すぐく問われていると思います。ただ、時間を減らしていくということではなくて、支援できる場所には支援できる人が入って、先生方も必要なもの、必要でないものを省いていく中で子どもたちとの関わりをさらに深めていただきたいという感想を持ちました。

○古川教育長

ほかにはよろしいですか。

ーなしの声ありー

○古川教育長

それでは、このことにつきましては、提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○古川教育長

以上で、協議事項を終了いたします。

(議案)

○古川教育長

次に、議案の審議を行います。

議案第54号、小平市視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

○川上地域学習担当部長

議案第54号、小平市視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを説明いたします。

本案は、本年5月1日の元号改正にあたり、元号の表記がある別記様式第2号及び別記様式第3号について、元号の表記を削除するものでございます。また、第12条中「視聴覚等利用報告書」を「視聴覚機材等利用報告書」とするほか、別記様式について文言の整理を行うものでございます。施行期日につきましては、公布の日を予定しております。

○古川教育長

質疑に移ります。

○三町委員

元号が変わる変わり目なので、一度無くして、決まったらまた改めて元号入れて制定するのでしょうか。市として出すものであれば、当然、元号使用だと思います。様式に入っていないのは変だと思いますが、無いまま今後行くのか教えてください。

○川上地域学習担当部長

今回につきましては、元号改正があらかじめわかっている中での改正でございます。今後の取り扱いに関しては、元号を引き続き使っていくということには変わらないのでございますけれども、あえて様式に元号をもう一度つけるというような改正はしないと庁内的には調整をしています。

○三町委員

市の方針であれば、構わないと思います。基本的には元号使用というのが原則だと思っているものですから、そういうときに様式にないと、拡大解釈して、使わなくていいのかというような捉え方をしてくる人も出てくるのかと思いました。学校で例を挙げると、卒業証書について、昭和から平成になるときに、ある自治体は元号を無くしたということがありました。それによって、西暦使用を強く求められている方々にとって、それは使うべきだということでいろいろ議論されたというような経緯が過去にありましたので、市としての方針を持って、使うものについてはきちんと使ってほしいということでございます。

○古川教育長

ほかにございませんか。

ーなしの声ありー

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第54号、小平市視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。3時25分まで休憩します。

午後3時10分 休憩